

一般競争入札公告

令和6年12月13日
株式会社木下の介護
代表取締役社長 佐久間大介

株式会社木下の介護の発注する「ライフコミュニケーション川崎 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業における工事項目内容」について、下記のとおり、川崎市外企業を含めて一般競争入札を公告します。

1 工事概要

- (1) 工事名称 ライフコミュニケーション川崎 介護ロボット ICT 導入工事
- (2) 工事場所 神奈川県川崎市川崎区藤崎3-6-1
- (3) 工事種別 通信工事
- (4) 工事内容 ナースコールの更新・介護ロボット導入（コニカミノルタ HitomeQ）
にかかる物品および設置工事一式 Wi-Fi 環境整備 インカム機器一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和7年2月28日
- (6) 建物概要 構造規模：鉄筋コンクリート造6階建て・鉄骨造3階建て
建物用途：介護付き有料老人ホーム
延床面積：19350.33㎡

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格有（非公開）
- (3) 最低制限価格有（非公開）
- (4) 入札保証金 無（免除）

3 入札参加資格等

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、神奈川県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 経営事項審査総合評点（電気）650点以上であること
- (5) 公告日から落札決定までの間に、神奈川県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 当法人の役員が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。
- (7) 元請（共同企業体としての請負工事を除く）として請け負った工事で、神奈川県または官公庁及び民間における過去10年間（2013年4月から2023年4月）に完成した福祉施設またはそれに類する施設の同種の実績を有すること。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和6年12月16日（月）15時まで
- (2) 提出書類
 - ア 入札書 工事内容から入札を行うものを選択および総額（税込）を表示すること。

※ 書式は、下記の問い合わせ先に電子メールで請求のこと。

※ 提出書類は返却いたしません。
- (3) 提出方法
入札希望の方は（1）の期日までに下記の入札会場に提出を行うこと。
- (4) 提出・問合せ先
株式会社 木下の介護
〒163-1329 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー29階
電話：03-5908-2250 FAX: 03-5908-2382
メール：h-iwasawa@kinoshita-gourp.co.jp
担当：岩澤
※問い合わせ時間は、10時から17時までとする。

5 入札日程等

- (1) 公告日：令和6年12月13日（金）
- (2) 入札締切日時：令和6年12月16日（月）15時までに提出
- (3) 開封日時：令和6年12月16日（月）15時00分から
 - ① 入札場所：〒163-1329 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー29階
 - ② 入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
 - ③ 開札：入札後即開札

7 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (3) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
[落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。]
- (4) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ④ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (5) その他
 - ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
 - ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取り、入札の延期・中止をすることがある。
 - ③ 一度提出した入札書の手換え、引換え又は撤回することはできない。
 - ④ 入札は当法人の部長職以上の立ち合いによるものとする。
 - ⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は3回まで実施する。ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）。なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として取締役会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。

- ① 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
 - ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - ③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
 - ④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

9 契約方法等

- (1) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (2) 一括下請負契約を行わないこと。
- (3) 本契約の締結は、入札者が決定した時点で行うものとする。
- (4) 建設業法（昭和 22 年法律第 54 号）及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
- (5) 代金の支払い時期に関しては、工事完了後の翌月末を予定とする。ただし、補助金の都合に合わせて変更することがある
- (6) その他詳細事項については、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

10 その他

- (1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。

入札書

年 月 日

- 1 件名
- 2 納入場所
- 3 入札金額 ￥
- 4 入札保証金 免除

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

上記のとおり内容を熟知しましたので、川崎市契約規則、仕様書等により入札いたします。

※注意事項※

初度の入札で落札者がいない時は、再度入札を行う場合があります。